

資料9
令和3年（2021年）2月17日
障がい者自立支援協議会

熊本市版 地域生活支援拠点等の整備 (案)

熊本市 障がい保健福祉課

I 地域生活支援拠点等の整備状況

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」等を見据えて、居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）について、地域の実情に応じた創意工夫により整備を進める必要がある。

<熊本市障がい福祉計画の位置づけ>

- ・令和2年度末までに各行政区に1ヶ所以上設置。
- ・令和5年度末までの間、各行政区に1ヶ所以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、障がい者自立支援協議会の中で年1回運用状況を検証、検討。

<必要な機能>

① 相談

② 地域の体制づくり

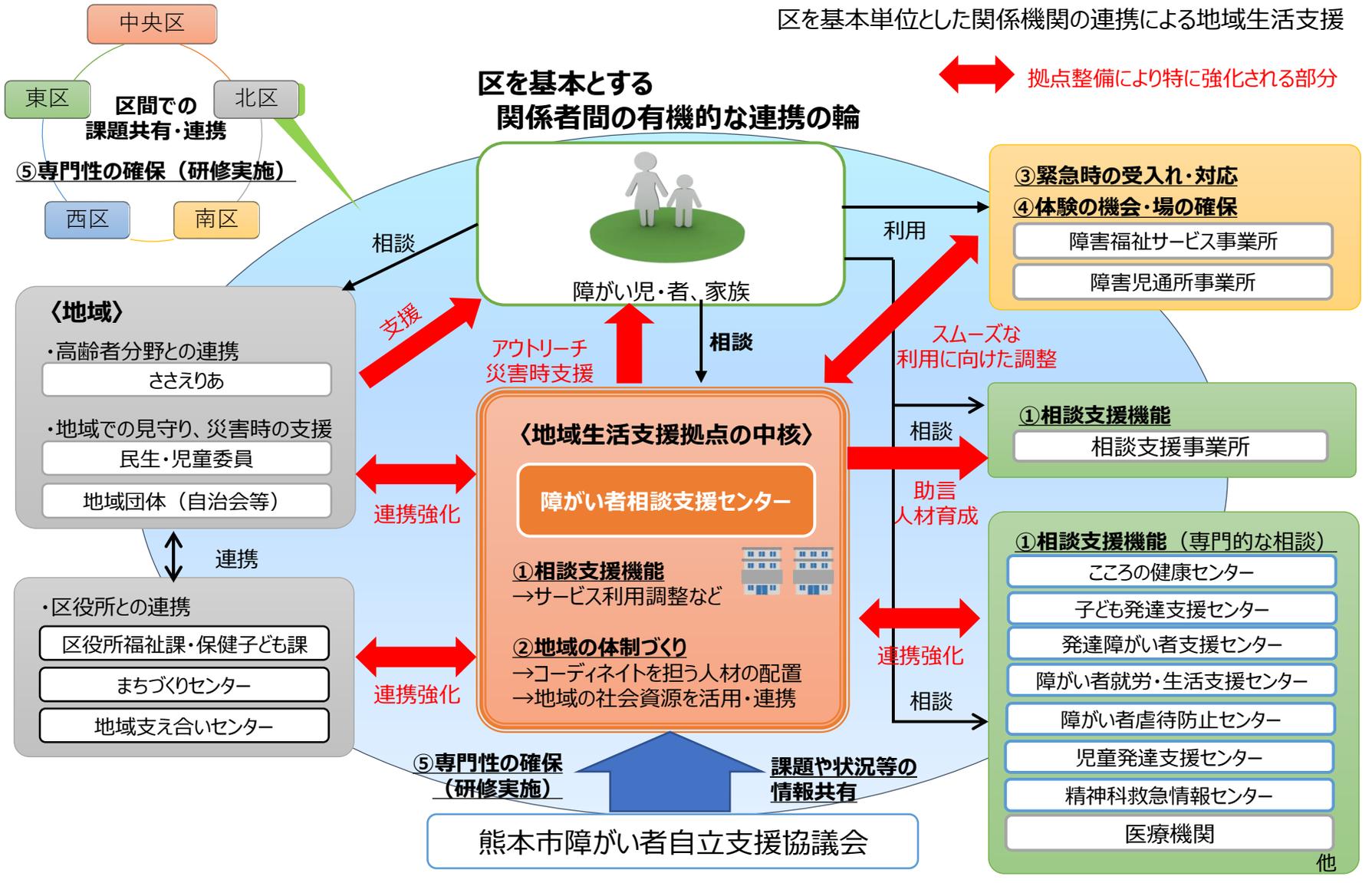
③ 緊急時の受け入れ・対応

④ 体験の機会・場の確保

⑤ 専門的人材の確保・養成

II 熊本市の整備イメージ（面的整備）

区を基本単位とした関係機関の連携による地域生活支援



Ⅲ 地域生活支援拠点等の整備に必要な機能

① 相談 ⇒行政区（圏域）単位

【国が求める機能】

常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談・支援を行う機能

【本市の取り組み】

- 市内9カ所に設置している「熊本市障がい者相談支援センター」を基幹相談支援センターに位置づけて、地域の相談体制を充実させるために、センター内に相談支援機能強化員を1名ずつ配置。
- 地域における困難ケースへの対応や、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行っていく。

《主な実施主体》

障がい者相談支援センター、相談支援事業所



② 地域の体制づくり

⇒行政区（圏域）単位

【国が求める機能】

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【本市の取り組み】

- 地域の関係機関の連携を円滑にし、支援体制を構築していくために、熊本市障がい者相談支援センターに地域支援員を1名ずつ配置し、地域支援事業を実施する。
- 地域支援事業は以下のとおり。
 - ・ 地域における障がい福祉に関する様々な関係機関とのネットワークの構築及び連携
 - ・ アウトリーチの実施
 - ・ 社会資源の情報収集や共有化、開発等
 - ・ 地域における障がい者等への理解促進
 - ・ 災害時における障がい者等の支援体制の構築

《主な実施主体》

障がい者相談支援センター



③ 緊急時の受け入れ・対応

⇒行政区単位

【国が求める機能】

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、緊急時の受入や医療機関への連絡等の対応を行う機能

【本市の取り組み】

○虐待対応時の一時避難や介護者の急病時など緊急の受け入れ先として、協力可能な施設（障がい者支援施設又は短期入所）を各区に1～2ヶ所程度確保し、協定を結ぶ予定。

※受け入れに対する費用（人件費等）については、市が負担。

○施設に実施したアンケート調査から、過去に受入実績がある施設を中心に協力依頼を行っていく。

○障がい者相談支援センターや相談支援事業所と連携しながら、緊急時の受入対応の調整を行うこととする。

《主な実施主体》

障がい者支援施設・短期入所、障がい者相談支援センター



<緊急時の受け入れ・対応>

(1) 回答／対象施設

23／36施設（障害者支援施設11、短期入所12）

(2) 緊急時の受け入れの要請があった場合の対応

- ・原則受け入れている 3施設
- ・状況に応じて検討する 16施設
- ・原則受け入れしない 4施設

※受け入れる場合に重視すること（対象19施設）

- ①空き室の状況 17施設
- ②本人の障害特性 18施設
- ③施設内の人員配置 17施設
- ④これまでの経緯 9施設
- ⑤金銭管理の有無 3施設

(3) 緊急時の受け入れの相談があった件数 28件／14施設

(4) 直近1年間の受け入れ実績 10件／7施設

(課題・困り事)

- ・重度、行動障がい、精神障がいの方の受入は人員体制がとれず対応に苦慮。
- ・医療的ケアが必要な方の受入は難しい。

④ 体験の機会・場の確保

⇒行政区単位

【国が求める機能】

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

【本市の取り組み】

○地域での生活を見据えた体験の機会を作る場として、協力可能な施設（グループホーム）を各区に数ヶ所程度確保し、協定を結ぶ予定。

※体験利用に要する費用については、サービスの体験利用加算を活用する。

○施設に実施したアンケート調査から、過去に実績がある施設を中心に協力依頼を行っていく。

○障がい者相談支援センターや相談支援事業所と連携し、空き室の状況等の把握も行いながら、利用調整を行うこととする。

《主な実施主体》

共同生活援助事業所、障がい者相談支援センター



<体験の機会・場の確保>

(1) 回答／対象施設

38／58事業所 ※1事業所で複数所有している場合もあり

(2) 体験利用の実施

- ・体験利用している 26事業所
 - ・体験利用していない 12事業所
- ※受け入れる場合に重視すること（対象26事業所）
- ①見学のみ 2事業所
 - ②見学及び宿泊 15施設
 - ③宿泊のみ 8事業所

(3) 体験利用はいつでも可能か

- ①いつでも可能 3事業所
- ②空きがあれば可能 22事業所
- ③原則不可 1事業所

(4) グループホームの体験利用の相談があった件数 67件／23事業所

(5) 直近1年間の体験利用実績 30件／13事業所

(課題・困り事)

- ・体験利用者（特に宿泊）の障がい特性の十分な把握、相互理解が必要。

⑤ 専門的人材の確保・養成

⇒市及び行政区単位

【国が求める機能】

専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
(医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者等)



【本市の取り組み】

- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を継続し、専門的な人材の養成を図るとともに、研修修了者に対して、実践を踏まえたさらに専門的な研修を実施する。
- 障がい者相談支援センターの役割として、市内の相談支援専門員に対する研修やネットワーク会議等を通じて、専門的な知識を向上させ、スキルアップにつなげていく。
- 児童発達支援センター機能強化事業を通じて、障害児通所支援事業所の職員に対する研修等を実施し、スキルアップに繋げていく。
- 障がい者自立支援協議会の各専門部会において、研修やグループワークなどを実施し、障がいのある方を支援する者のスキルアップを図っていく。

Ⅳ 今後のスケジュール

	年度		
	R2	R3	R4~R5
①相談	障がい者自立支援協議会で方向性の決定	障がい者相談支援センター <ul style="list-style-type: none"> ・地域における困難ケースへの対応 ・地域支援事業の実施 ⇒相談支援事業、その他関係機関との連携 	障がい者自立支援協議会で運用状況の検証（年度末）
②地域の体制づくり			
③緊急時の受入対応		障がい者支援施設・短期入所 <ul style="list-style-type: none"> ・受入対応の協力施設との協定締結 ・運用開始 	
④体験の機会、場の確保		共同生活援助事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・協力可能な施設の整理、仕組みづくり ・運用開始 	
⑤専門性の確保		各種研修の実施、人材の養成	
			運用状況の検証をふまえて事業実施
			障がい者自立支援協議会で運用状況の検証（各年度末）



【参考】地域生活支援拠点等の整備に関する報酬について（主なもの）

①相談（計画相談支援・障害児相談支援）※

相談支援専門員がコーディネーターの役割を担い、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を行った場合に加算（地域生活支援拠点等相談強化加算）。

②地域の体制づくり（計画相談支援・障害児相談支援）※

支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応している場合に加算（地域体制強化共同支援加算）。

③緊急時の受入対応（訪問系サービス、短期入所等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。→R 3～創設

④体験の機会、場の確保（日中活動系、共同生活援助等）

事業所にて体験利用の対応を行った場合に加算。

共同生活援助は、利用があった場合に体験利用の報酬単価で算定。

※地域生活支援拠点等の場合、算定可能